

監査基準(案)及び実施要領についての地方公共団体からの主な意見・質問

	No.	意見・質問	考え方
監査基準 (総論)	1	監査基準(案)はどのような位置づけのものなのか。	<p>監査基準(案)は、監査等の質を高め、住民の監査に対する信頼向上を図るため、各地方公共団体が監査基準を策定するに当たり、総務大臣の責務として、監査等に関する考え方を指針として示すものです。有識者並びに地方公共団体の監査委員及び職員で構成される「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」における議論を踏まえ、地方公共団体に共通する、監査等を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を規定しています。</p> <p>各地方公共団体は当該指針を踏まえた監査基準を策定することで、全国の地方公共団体の監査等の質について一定の水準を確保することができることとなるとともに、監査結果の比較可能性を担保し、客観的な評価を可能とすることで、住民の監査等に対する信頼が高まることにつながるものと考えています。</p> <p>(参考)衆議院総務委員会平成29年5月16日</p> <p>○自治行政局長 現行の監査制度におきましては、御指摘ございましたように、監査に関する共通認識が確立されておらず、どのような観点で監査を行うか、監査、審査結果に何を記載するかなどについて統一的な考え方がないということがございますので、監査委員の個人任せの監査となっている、あるいは住民から見客観的に評価することができない、こういった課題が指摘されているわけがございます。</p> <p>今回の改正では、監査委員は監査基準に従って監査を行わなければならないというふうに行っているところでございます。そしてまた、その監査基準を定めるに当たりましては、監</p>

			<p>査の質を高めるために、監査に関する統一的な考え方としての指針を総務大臣が示し、これに関連して必要な助言を行うということを明確にすることにいたしているところがございます。</p>
監査基準 (総論)	2	一部事務組合も監査基準を策定する必要があるか。	<p>ご指摘のとおりです。監査基準の策定は、一部事務組合や広域連合の監査委員にも義務付けられています(地方自治法第292条)。</p>
監査基準 (総論)	3	既に監査基準を定めている団体は、全部改正する必要はなく、監査基準(案)を踏まえ足りない事項を追加する改正を行えばよいか。	<p>ご指摘のとおりです。</p>
監査基準 (総論)	4	欄外の注釈はすべて規定すべきか。	<p>監査基準(案)と地方自治法の条文との対応関係が明確になるよう、参考に注釈を設けたものであり、監査委員が策定する監査基準において欄外に規定する必要はありません。</p>
監査基準 (総論)	5	本市では、監査基準に「この基準の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により別に定めるものとする。」との規定を設け、当該規定に従い実施細目を定めて監査等を実施しているが、監査委員の判断でこのような実施細目に係る規定を設けても問題ないか。	<p>ご指摘のとおりです。</p>
一般基準 (第1条関係)	1	第4条で「監査委員の公正不偏の態度及び正当な注意」を定めているが、第1条第2項と重複する記載は不要ではないか。	<p>第1条は監査委員の行為の大目的を定めたものであり、第1章(一般基準)、第2章(実施基準)、第3章(報告基準)の要素を抽出して規定したものです。このため、規定している内容は他の条項の記載と重複がありますが、必要な記載です。</p>
一般基準 (第2条関係)	1	第2条の「監査等の範囲」の考え方は。	<p>法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為のうち、内部統制に依拠した監査等や監査等の結果に関する報告等への記載事項等、第2章(実施基準)及び第3章(報告基準)を適用するこ</p>

			<p>とが適当と考えられる行為を、本基準における「監査等」として規定しています。</p> <p>要求等に基づく監査(直接請求監査、議会の請求監査、長の要求監査及び住民監査請求監査)については、個別の要求等に基づいて監査を行うものであるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査の対象のリスクを考慮して監査対象を決定するものではないこと ・要求等に応じて行うものであり、他の定期的な監査等との有機的な連携や計画的な実施に馴染まないこと ・結果の内容は、要求等に応じて多様なものであること <p>を踏まえ、第2条第1項の「監査等」に含めず、「法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨を鑑み、実施」(第2項)することとしています。</p>
一般基準 (第2条関係)	2	第2条第1項第1号及び第2号において、地方自治法の規定を引用していると思われるが、「経済性」、「効率性」、「有効性」などと分かりやすく、端的な表現にしたらどうか。	ご指摘のとおり、地方自治法の規定に即して規定しているものですが、この趣旨について各地方公共団体の監査委員の判断で「経済性」、「効率性」、「有効性」と規定することは何ら問題ありません。
一般基準 (第2条関係)	3	現在、内部統制制度が導入及び実施されていない団体についても、内部統制評価報告書審査を監査基準に規定しなければならないのか。	<p>現在、内部統制制度が導入及び実施されていない団体においては、内部統制評価報告書審査について規定する必要はありません。</p> <p>その場合の監査基準の取扱いについては、「【参考】内部統制制度が導入及び実施されていない団体に係る監査基準(案)の変更点」をご参照ください。</p>
一般基準 (第6条関係)	1	「監査調書」の作成は、監査委員が必要と認める事項(監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果等)の文書を、保存しなければならないという主旨か。監査計画、監査等の内	ご指摘のとおりです。

		容、判断の過程、証拠、結果は監査委員が必要と認める事項の例示か。	
一般基準 (その他)	1	守秘義務を監査基準に盛り込む必要はないのか。	守秘義務は、地方自治法において監査委員の行為規範として明確に規定しているものであり、監査基準に規定することとしていませんが、守秘義務等の本監査基準(案)に規定がない事項について、各地方公共団体の監査委員の判断で加えていくことは何ら問題ありません。
一般基準 (第9条関係)	1	内部統制制度が導入及び実施されていない団体においては、第9条第2項の規定は関係がないのではないか。	地方公共団体は、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在していると考えられます。 内部統制を前提として、内部統制に依拠した監査等により、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくことは、内部統制制度が導入及び実施されている地方公共団体に限らず、全ての地方公共団体にとって必要な考え方です。 実施要領では、内部統制制度が導入及び実施されていない団体を対象に、「事務フロー」及び「リスク事案集」を用いた簡易な手法を記載しています。
実施基準 (第10条関係)	1	監査等の実施手続きを具体的に規定して欲しい。	監査基準(案)は監査の手順マニュアルではなく、監査等を行うに当たって必要な基本原則を定めています。本監査基準に規定がない監査等の実施手続等の事項について、各地方公共団体の監査委員の判断で加えていくことは何ら問題ありません。 (参考)衆議院・総務委員会平成29年5月18日 ○自治行政局長 監査委員が定めることとしております監査基準につきましても、監査の手順といったマニュアルではなくて、監査を行うに当たっての必要な基本原則を定めていた

			だくということを想定しているものでございます。
実施基準 (第12条 関係)	1	外部監査制度を導入していないため、外部監査人との連携を規定しないことは可能か。	ご指摘のとおりです。 なお、平成29年の地方自治法の改正において、包括外部監査の導入の促進を図るため、条例により任意に導入することができる地方公共団体に対して、毎会計年度必ず実施することを義務づけず、条例で実施頻度を定めることができることとしています。
実施基準 (その他)	1	指導的機能を監査基準に規定してよいか。	ご指摘のとおりです。本監査基準(案)に規定がない事項について、各地方公共団体の監査委員の判断で加えていくことは何ら問題ありません。
報告基準 (第16条 関係)	1	どのような場合に勧告するのか、内規で基準(目安)を設けることは問題ないか。	ご指摘のとおりです。
報告基準 (その他)	1	報告基準において、地方自治法に規定されている手続きを監査基準(案)に規定しているのは何故か。	報告基準において、法令に規定のない事項のみを監査基準に規定することとすると、断片的な内容となりプロセスの全体像がつかめません。このため、本監査基準(案)には法令に定めのある事項についても必要な規定を設けています。 なお、都市監査基準や標準町村監査基準も、法令に定めのある事項についても規定しているものと承知しています。
報告基準 (その他)	2	監査の結果に関する報告の決定に当たり、監査等の対象部局等の長からの弁明、見解等の聴取に関する規定を設けてよいか。	ご指摘のとおりです。本監査基準(案)に規定がない事項について、各地方公共団体の監査委員の判断で加えていくことは何ら問題ありません。
実施要領	1	実施要領と同様の実施要領を各地方公共団体が作成し公表する必要はないという理解でよいか。	国が示す実施要領と同様の実施要領を、各地方公共団体が改めて作成する必要はありませんが、本実施要領は監査基準(案)に規定する項目のうち、特に留意を要する実務のあり方について、有識者並びに地方公共団体の監査委員及び職員で構成される「地方公共団体における内部統制・監査

			<p>に関する研究会」における議論を踏まえ、国において、詳細な説明、具体例、望ましい実務を記載したものです。</p> <p>したがって、各地方公共団体において、本実施要領を踏まえて監査等が行われることが望ましいものと考えています。</p>
実施要領	2	4. 内部統制に依拠した監査等において、「内部統制に依拠した監査等により、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていく」とあるが、本質的な監査とはどのようなものを念頭に置いているのか。	<p>第1条の目的を達成するため、計算突合や確認等の定型的な業務は内部統制に委ね、リスクの高い分野の監査を集中して行う等、専門性の高い部分に重点化した監査を行うことを念頭に置いているものです。</p>
実施要領	3	監査基準第14条第2項の「意見」や「勧告」は指導的機能に含まれるものか。	<p>実施要領における「指導的機能」は、監査等を実施する過程において、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行うことを念頭においています。「意見」や「勧告」は実施要領における「指導的機能」には含めていません。</p> <p>なお、監査等を実施する過程において行う行為であることから、「(第11条関係)」と付記しています。</p>
参考資料 1・2	1	各地方公共団体においてそれぞれ参考資料1や参考資料2のような資料を作成する必要があるのか。これらはいくまで参考であり、内部統制で作成しているリスク評価シートや過去の監査結果等を参考に、リスクに応じた監査、内部統制に依拠した監査等を実施してよいか。	<p>後段、ご指摘のとおりです。</p>

※本FAQは随時更新していくものである。